

早稻田大学教授
慶応義塾大学講師
経済学博士

葛城照三著

貨物海上保險普通約款論

付・運送保險普通約款論

早稻田大学出版部

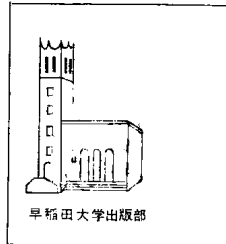
著者略歴

- 一、昭和五年早稲田大学商学部卒業
- 二、昭和二十三年慶応義塾大学から経済学博士の学位を受く
- 三、現職 早稲田大学商学部教授
(海上保険論担当)、慶応義塾大学商学部講師(海上保険論担当)
- 四、主要著訳書 海上保険研究上・中下巻、講案海上保険契約論、英文積荷保険証券論、海上保険入門、イギリス船舶保険契約論、空襲保険の理論と実際、アーノルド海上保険(全六巻)(訳)、チャーマーズ英国海上保険法論(共訳)、アイバミー英国保険法(共訳)、その他

貨物海上保険普通約款論

付・運送保険普通約款論

定 価 3,000円



昭和四十六年七月二十日 初版第一刷発行
昭和四十九年三月二十日 初版第二刷発行

◎著者 葛城 照三

発行者 早稲田大学出版部

代表者 宇野政雄

印刷所 財団法人印刷局朝陽会印刷部

〒一六〇 東京都新宿区戸塚町二丁目五八番地

発行所 早稲田大学出版部

振替口座東京一一二三

電話 東京 (203) 一五五一

序 文

本書は、わが損害保険会社が日本沿岸の海上運送貨物の保険に使用する「貨物海上保険普通保険約款」と日本国内の陸上運送貨物の保険に使用する「運送保険普通保険約款」を逐条解説したものであって、外国貿易貨物の保険に使用する英文貨物保険約款についての拙著「新版英文積荷保険証券論」（五五六頁）の姉妹書である。

昭和一八年三月一日改正実施の旧貨物海上保険普通保険約款について、昭和三四年八月公刊の「条解貨物海上保険普通約款論」で解説したが、同約款が昭和四〇年一〇月一日改正実施されたので、稿を新たにして本書を公刊することにした。

運送保険普通保険約款は、貨物海上保険普通保険約款を模倣したものであって、条文の内容が同じものが多く、条文の配列も全く同じであるので、付論として、運送保険普通保険約款を掲げ、貨物海上保険普通保険約款と異なる点だけを解説した。

付録に海上保険および運送保険関係の商法の条文ならびに特別保険約款の主要なものを収録したので、貨物海上保険契約および運送保険契約の諸問題は、一応、本書で解釈することができと思う。

本書が海上保険および運送保険関係の学界および実業界に裨益するところがあれば、私の本望と

するところである。

付録の特別保険約款は、損害保険料率算定会編集の「貨物海上保険および運送保険約款集」から、選択収録したものである。この収録を許して下さったことについて、同算定会貨物保険部長猪村三郎氏に対してお礼を申し上げる。

また、本書の校正について、早稲田大学大学院商学研究科博士課程（貿易経営専攻）学生小林晃君が加勢してくれたことをここに記して、感謝の意を表する。

昭和四十六年六月一日

葛城 照三 しろす

凡 例

一 貨物海上保険普通保険約款および運送保険普通保険約款が正式の名称であるが、本書では貨物海上保険普通約款および運送保険普通約款と略称した。

二 なるべく当用漢字、現代かなづかいおよび現代送りがなのつけ方に従うように努めたが、これに従わないものもある。例えば損害填補の「填」は当用漢字にないが、私の著書論文には必ず「填」を使用することにしている。また例えば、約款の送りがなのつけ方は「積み込む」、「受け取る」であるが、本書の解説では「積込む」、「受取る」とした。

三 フランス商法は一九六八年改正されて海上保険法が単行法となり、保険証券も一九七〇年迄に部分的に度改正されたが、本書の執筆には前から取りかかっていたので、旧商法および旧保険証券のまま引用した。

四 主要参考文献は次のとおりである。

青山衆治・保険契約法

引用)

今村 有・海上保険契約論上・中・下巻(今村・上

石井照久・海上保険法(新法学全集第一六卷)

巻、中巻、下巻として引用)

石田祐六・予定海上保険論

同 海上損害論(今村・損害論として引用)

大森忠夫・保険法(法律学全集第三二巻)

同 東京海上編損害保険実務講座第三巻海上

大隅健一郎・商法総則(法律学全集第二七巻)

保険(上)の中の今村博士執筆「和文積荷

加藤由作・改訂海上被保険利益論

及運送保険約款(今村・積荷約款として

同 海上危険論

同 海上危険新論

同 海上損害論（加藤・損害論として引用）

同（訳）ハーゲン独逸海上保険法

同 東京海上編損害保険実務講座第三卷海上

保険（上）の中に加藤博士執筆「船舶保険約

款」（加藤・船舶保険約款として引用）

葛城照三・海上保険研究―英法における海上危険の

研究―上・中・下巻（拙著上巻、中巻、

下巻として引用）

同 新版英文積荷保険証券論

同 講案海上保険契約論

同 イギリス船舶保険契約論

同（訳）テンプルマン海上保険

同、今泉共訳・チャーマーズ英国海上保険法論

同、今泉、坪井、大沢共訳・アーノルド海上保険

同、横尾、森共訳・アイバミー英国保険法

亀井利明・海上保険免責条項論

小町谷操三・海上保険法総論一、二巻（小町谷・総

論一、二として引用）

同 海上保険法各論一、二、三、四巻（小町

谷・各論一、二、三、四として引用）

同 商法講義卷二

同 海商法研究全六卷

椎名幾三郎・海上保険論

同（訳）ガウ海上保険

勝呂 弘・改訂海上保険

同 保険学

瀬戸弥三次・海上保険体系（危険・因果・挙証篇、

被保険者の担保義務篇、填補条件篇）

（瀬戸・危険……として引用）

鈴木祥枝・海上保険と共同海損の実際

鈴木竹雄・新版商行為法・保険法・海商法

損害保険事業研究所・雑誌「損害保険研究」

損害保険料率算定会・貨物海上保険普通保険約款お

よび運送保険普通保険約款改正理由書

（貨物約款改正理由書として引用）

損害保険統制会・海上保険（貨物）約款改正理由書

（旧貨物約款改正理由書として引用）

田中耕太郎・保険法講義要領

出張千秋・「新貨物海上保険普通約款および新運送

保険普通約款に関する資料」（慶応義塾

保険学会「保険研究」第一九卷所載）

（出張・資料として引用）

東京海上（編）・新損害保険実務講座第四巻船舶保険、

第五巻貨物保険

同 東京海上八十年史

日本海上保険協会・海上保険（船舶）約款改正理由書

（旧船舶約款改正理由書として引用）

野津 務・新保険契約法論

同 保険法（新法学全集第一七巻）

林田 桂・船舶保険の理論と実務

橋本 昇・改正貨物海上保険証券ニ関スル起草委員

橋本昇氏ノ説明要綱（説明要綱として引

用）

久川武三・改訂海上保険要論

藤本幸太郎・新訂海上保険論

米谷隆三・約款法の理論

松本蒸治・保険法

村瀬春雄・村瀬保険全集

横尾登米雄・貨物海上保険

Arnould, On the Law of Marine Insurance and

Average, 15th ed., 1961

Brown, Marine Insurance Principles, 1968

” Marine Insurance Cargo Practice, 1970

Burglass, Marine Insurance Claims, 1963

Chalmers, Chalmers' Marine Insurance Act, 1906,

6th ed., 1966

Danjon, Traité de Droit Maritime, 1910~3

Dover, Analysis of Marine and other Insur-

ance Clauses, 8th ed., 1960

” A Handbook to Marine Insurance,

6th ed., 1962

Eldridge, On Marine Policies, 3rd ed., 1938

1922~4, 2 Aufl., bei Abraham, 1967

9

Govare, L'Assurance Maritime Française,

Sieveling, Das Deutsche Seeversicherungsrecht,

1960

1912

Gow, Marine Insurance, 5th ed., 1931

Templeman and Greenacre, Marine Insurance,

" Sea Insurance, 1914

1934

Ivany, General Principles of Insurance Law,

Ulrich, Deutsche Seeversicherungsbedingun-

1st ed., 1966, 2nd ed., 1970

gen, 1921

" Marine Insurance, 1969

Winter, Marine Insurance, 3rd ed., 1952

Kisch, Handbuch des Privatversicherungs-

recht 2. Bd., 1920, 3. Bd., 1922

Lureau et Olive, Commentaires des Policies

Françaises d'Assurance Maritimes sur

Facultés, 2e éd., 1952

Phillips, Treatise on the Law of Insurance,

5th ed., 1867

Poole, The Marine Insurance of Goods, 1929

Ripert, Traité de Droit Maritime, 4e éd.,

1950~3

Ritter, Das Recht der Seeversicherung,

目次

序論	一
----	---

一 保険約款の重要性	一
------------	---

二 普通保険約款と特別保険約款	一
-----------------	---

三 普通保険約款に対する国家の監督	四
-------------------	---

四 普通保険約款と商法の規定	五
----------------	---

五 普通保険約款の規範性	八
--------------	---

六 海上保険普通約款および運送保険普通約款の解釈原則	一〇
----------------------------	----

七 現行貨物海上保険普通約款の制定	一五
-------------------	----

八 現行運送保険普通約款の制定	二〇
-----------------	----

本論 貨物海上保険普通約款論	二三
----------------	----

第一条 当会社が負担する危険	二四
----------------	----

- 一 保険の目的、保険契約の目的および被保険利益(四)
- 二 保険者は原則として一切の海上危険を負担する―包括責任主義(五)
- 三 海上危険の意味(六)
- 四 海上保険事故としての海上危険の意味(三)
- 五 原因形態における危険と発現形態における危険(三)
- 六 六大重要危険の特別扱い(四)
- 七 六大重要危険の意味(四)
- 八 その他

他の海上危険(三九) 九 特約による陸上危険と航空危険の担保(四〇) 一〇 第一条によって保険者が填補する損害の原則的限界(四一) 一一 第一条は第二条以下の制限を受ける(四二) 一二 一部保険の場合には比例填補する(四三)

第二条 保険契約の無効

一 保険契約の法定無効事由(四四) 二 超過保険に関する商法第六三一条は第二条に規定されていないが、当然に適用がある(四五) 三 第一号の目的(四六) 四 第一号の規定における「他の保険契約」の意味(四六) 五 第二号の目的(四七) 六 第二号は意味のない規定である(四八) 七 第三号の規定の趣旨(四九) 八 保険契約の無効と保険料(五〇)

第三条 てん補しない損害

一 本条はいわゆる絶対的免責条項である(五一) 二 免責の仕方—危険制限の方法(五二) 三 免責約款の重複(五三) 四 危険免責の効果(五四) 五 危険と損害との因果関係(五五) 六 因果関係原則適用の例(五六) 七 担当因果関係説の適用について(五七) 八 第一号は危険の原因力的制限すなわち危険招致に関する規定である(五八) 九 故意または重大な過失(五九) 一〇 危険招致者の範囲(六〇) 一一 第二号の規定の趣旨(六一) 一二 第三号の規定の保険の目的の固有の欠陥または性質(六二) 一三 保険者の免責の根拠と範囲(六三) 一四 保険の目的の欠陥、自然消耗または性質と損害との因果関係(六四) 一五 第四号荷造りの不完全の免責(六五) 一六 第五号の「運送の遅延」は危険の変動についての規定ではなく、損害の原因としての規定である(六六) 一七 運送の遅延が保険事故と協力して損害を生ぜしめた場合の保険者の責任(六七)

第四条 てん補しない損害

一 第四条はいわゆる相対的免責条項である(二五) 二 第四条列挙の事由を免責する理由(二五) 三 第四条列挙の免責事由と損害との因果関係(二六) 四 第一項第一号の戦争および変乱の意味(二七) 五 商法第六四〇条は海

上保険には適用がない(二三) 六 戦争危険の実際上の取扱い(二三) 七 第一項第二号触雷危険その他の免責(二三) 八 触雷の意味(三四) 九 触雷危険を担保する特約(三四) 一〇 第一項第三号の捕獲、だ(拿)捕、海賊行為等の免責(三五) 一一 第一項第三号の捕獲、拿捕および海賊行為等を担保する特約(三三) 一二 第一項第四号同盟罷業・怠業・作業所閉鎖その他の争議行為、暴動、政治または社会騒じよう(擾)その他類似の事変の免責(三三) 一三 第四号の同盟罷業等の危険を担保する特約(三五) 一四 原子核反応または原子核の崩壊の免責(三五) 一五 検疫または官の処分(三三) 一六 検疫または官の処分を担保する特約(四〇) 一七 第二項地震、噴火等の免責(四〇)

第五条 てん補しない損害―三―

一 第五条もいわゆる相対的免責条項である(四二) 二 特定危険(四三) 三 特定危険または共同海損行為と第五条各号の危険に因る損害との因果関係(四四) 四 第五条の免責の根拠(四四) 五 第一号貨物または荷造りの破損またはまがりもしくはへこみの免責(四七) 六 破損またはまがり・へこみを担保する特約(四七) 七 第二号貨物またはその内容の漏出、蒸発、混合、盗難、紛失または不着の免責(四八) 八 第二号の免責危険を担保する特約(四八) 九 第三号の雨・雪等のぬれ、汗ぬれ、虫食い、ねずみ食い、かぎ傷またはすり傷の免責(四八) 一〇 第三号の免責危険を担保する特約(四八)

第六条 危険の変動

一 第六条は危険の条件的制限に関する条項である(六六) 二 危険変動の意味(六六) 三 貨物海上保険普通約款における危険変動の取扱い(六六) 四 第一項ただし書の危険変動の効果を阻却する事由の規定(六六) 五 第一項第一号不堪航に関する規定(六六) 六 第一号の不堪航に関する規定の性質(六六) 七 貨物保険における積載船舶不堪航の効果(六七) 八 第一項第二号航海の変更および離路に関する規定(六七) 九 航海の変更および離路の効

果を阻却する特別事由(二七五) 一〇 運送の遅延についての規定を第六条第一項第二号に設けるべきであった(二七)

一一 第一項第三号船舶その他の輸送用具を内外の法令または条約違反の目的に使用しまたは使用しようとした場合の規定(二七) 一二 第一項第四号被保険貨物積載船舶その他の輸送用具が戦乱地から避難しない場合または戦乱に関連ある目的のために使用される場合等の規定(二七) 一三 第一項第五号被保険貨物積載船舶その他の輸送用具の変更または積替えの場合の規定(二八) 一四 第二項割増保険料徴収に関する規定(二八)

第七条 責任の始終

一 第七条は保険期間の始終期を規定する条項である(八四) 二 貨物は保険証券記載の積出地において船舶その他の輸送用具に積込まなければならない(八五) 三 貨物は保険証券記載の船舶その他の輸送用具に積込まなければならない(八六) 四 保険開始の時期(八七) 五 約款起草者および実務界は「積込まれた時」を「積み込みのため陸地を離れた時」と解する(八八) 六 貨物が積込まれた後に保険契約が成立した場合の保険の開始時期(八九) 七 船積港A、中間港B、到達港Cの航海においてB・C間の航海についてのみ保険が付された場合の保険の開始時期(九〇) 八 保険終了の時期(九一) 九 荷卸しが遅延した場合の保険終了の時期(九二) 一〇 保険期間不斷の原則と例外(九三) 一一 保険期間の始終期を拡張する特約(九四) 一二 第二項の規定(九五)

第八条 船名未詳の予定保険

一 予定保険の種類(一〇〇) 二 船名確定通知の方法(一〇一) 三 商法は船舶の名称および国籍を通知せしめるが、約款は名称のみを通知せしめる(一〇四) 四 船名の確定通知を怠ると保険契約は失効する(一〇四) 五 船名未詳保険においても船舶の変更に因る危険の変動が生ずる(一〇五)

第九条 数量・保険金額未確定の予定保険

一 本条は個別的予定保険における貨物の数量および保険金額の確定通知に関する条項である(一〇七) 二 第一項

の規定の趣旨(二〇八) 三 第二項の規定の趣旨(二〇九) 四 第九条と第一〇条との関係(三二〇)

第一〇条 保険価額……………三二一

一 保険価額の意味(三二二) 二 第一〇条は協定保険価額を定めた条項である(三二四) 三 第一項の趣旨(三二五) 四 第二項は協定保険価額の最高限度を規定する(三二六) 五 協定保険価額が仕切状面価額にその一割を加算した額をこえた場合(三二七)

第一一条 甲板上積み等の貨物……………三二九

一 貨物の甲板積み、無蓋貨車積みおよび野積み等は危険変動の場合であるが、本条はこれを危険の場所的制限として規定した(三二九) 二 保険者の免責理由(三三〇) 三 貨物が船舶の甲板上、無蓋貨車等に積み込まれている間または野積みされている間に生じた損害について保険者は免責される(三三一) 四 甲板積み、無蓋貨車等積みまたは野積みの免責の効果は、特約ある場合の外、慣習ある場合にも阻却されるか(三三二) 五 甲板の意味(三三四) 六 第一項によって免責される損害の範囲(三三四) 七 第二項の規定(三三五)

第一二条 分載された貨物……………三七

一 本条は貨物が分載された場合の損害算定単位を示す条項である(三七) 二 本条の効果(三九)

第一三条 委付……………三三〇

一 本条は委付に関する規定である―委付制度の意味(三三一) 二 第一項は委付事由を規定する(三三二) 三 積載船舶の行方不明(三三四) 四 仕向地輸送の技術的不能(三三六) 五 仕向地輸送の経済的不能(三三八) 六 第二項委付の要件(三四〇) 七 委付の効果(三四二) 八 第三項の規定の趣旨(三四四)

第一四条 委付貨物上の各種の負担……………三三六

一 本条は委付貨物上の各種の負担に関する条項である(二四〇) 二 本条制定の由来(二四七) 三 権利を取得した結果、その後に生じた義務にしてかつ権利に付帯する義務は当然に保険者の負担となる(二四九)

第一五条 委付と救助行為……………二五〇

一 本条は英法の waiver clause (放棄約款)を踏襲した条項である(二五〇) 二 本条の存在価値(二五一)

第一六条 救助費の定義……………二五二

一 第一六条は救助費を定義するだけの意味しかもたぬ条項である(二五二) 二 救助費は保険事故が発生した場合の費用である(二五三) 三 本条における「損害を防止軽減するのに必要もしくは有益な費用」の意味(二五六) 四 貨物を安全に保管できるもよりの場所まで運搬するのに要する費用の意味(二五六) 五 救助者に対する報酬の意味(二五九) 六 救助費が他の物のためにも共通に支出された場合(二五九) 七 第一六条の規定の重要性の有無(二六〇)

第一七条 共同海損……………二六三

一 第一項は共同海損を精算すべきことおよび精算の準拠規則を規定する(二六三) 二 共同海損精算の準拠規則(二六四) 三 第二項は第一項に定める準拠規則によって共同海損分担額が正当に定められることを要求している(二六五)

第一八条 危険発生のお知らせと書類の提出……………二六七

一 本条は保険事故発生のお知らせと損害の説明義務を定めた条項である(二六七) 二 保険事故発生のお知らせ義務(二六八) 三 通知義務者および相手方(二六九) 四 通知の内容および通知の方法(二七二) 五 本条は損害通知義務および損害説明義務をも規定する(二七二) 六 損害通知義務(二七三) 七 損害説明義務(二七三) 八 通知義務違反および説明義務違反の効果(二七五)

第一九条 保険金の請求と支払……………二七八

一 第二項は損害が保険事故に因って生じたことの証明義務を被保険者側に課した(二五)
 二 損害が保険事故に因って生じたことの証明は必ずしも決定的証明であることを要しない(二五)
 三 第一項は更に損害額の証明義務を被保険者側に課した(二六)
 四 第二項は保険者の損害填補義務履行期について規定する(二六)
 五 保険金債権の時効の起算点(二六)
 六 保険金は原則として保険証券と引換えに支払われる(二六)

第二〇条 損害防止義務

一 本条は損害防止義務とその義務違反の効果について規定し、損害防止費用の負担については何ら規定していない(二六)
 二 損害防止義務の意味(二七)
 三 損害防止行為(二六)
 四 損害防止義務者(二六)
 五 損害防止義務違反(二六)
 六 第三者に対する損害賠償請求権の保存および行使に関する損害防止義務違反(二六)

第二一条 損害てん補額の限度

一 保険者の填補すべき額は一回の保険事故ごとに保険金額を限度とする(二五)
 二 前の損傷を修理手入れしな
 いときに後の損傷または滅失が生じた場合の保険者の填補額は通算して保険金額を限度とする(二六)
 三 前の未
 修補損傷(分損)は後の全損に吸収されて前の分損に対して保険者が免責されるという英法の原則はわが約款には
 適用されない(二九)

第二二条 他の保険契約がある場合の損害てん補額

一 本条の適用がある場合(三三)
 二 重複保険の効果に関する立法主義(三四)
 三 貨物海上保険は独立責任額に
 よる比例主義に基づき損害を分担する(三三)
 四 以前は、貨物海上保険における火災保険条項と火災保険におけ
 る海上保険条項とが競合していた(三三)
 五 火災保険と海上保険が競合するとき、現行約款の下では両者の填補
 額の合計は損害額に達しないことがある(三三)
 六 重複保険関係に立つ各保険契約の保険価額が異なる場合には、
 その最も高額のものを標準として重複保険の有無を決定する(三三)
 七 保険価額が異なる場合の実際の損害額

(三二)

第二三条 保険契約の無効・失効と保険料.....三五

一 保険契約の無効または失効の場合にも保険者は原則として保険料全額請求権を有する(三五) 二 保険契約の解除の場合の保険料の取扱い(三七)

第二四条 準拠法.....三九

付 則三〇

一 付則の性質(三〇) 二 海上保険者の填補すべき損害の範囲に関する商法の原則と例外(三〇) 三 損害填補の範囲に関する特約(三二)

第二五条 分損担保.....三四

一 総説(三五) 二 全損を填補する(三六) 三 いわゆる推定全損を填補する(三六) 四 特定分損を填補する(三九) 五 共同海損犠牲に因る分損を填補する(三〇) 六 荷役中の一個ごとの墜落全損を填補する(三三) 七 特定分損と荷役中の一個ごとの墜落全損とを除く単独海損は荷役中の一個ごとの墜落全損と合算して保険価額の二%をこえた場合に限り填補する(三三) 八 救助費を填補する(三六) 九 共同海損分損額(共同海損費用の割当額を含む)を填補する(三六) 一〇 共同海損負担価額が保険価額を超過する場合は、その超過額に割当てられる分損額は填補されない(三四) 一一 特別費用を填補する(四三) 一二 保険者の填補額の限度は原則として保険金額である(四四) 一三 損害防止費用は固有の填補額と合計して保険金額を超過した場合でも、保険者はこれを支払う(四五)

第二六条 分損不担保.....三七